

支援策【 】内は制度の主体を表示しています。例【国】=国の制度		対 象	概 要	問 合	
納税等の特例	12	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料等の減免、支払い猶予【国・市】	<p>感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯</p> <p>感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入などが一定程度下がった世帯</p> <p>感染症の影響により納付が困難な方</p> <p>感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な方</p>	<p>【主たる生計維持者の死亡または重篤な傷病を負った世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請により保険料を全額免除 <p>【主たる生計維持者の事業収入等の減少した世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請により前年の合計所得金額の区分に応じて保険料のうち、対象額の2/10～10/10を減免 <p>※7月の保険料の本算定で保険料額が確定した後で審査し、保険料の減免の可否をお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料について、申請により支払期限を最大6カ月猶予 国民年金保険料の免除申請または特例申請 <ol style="list-style-type: none"> 感染症の影響により業務が失われたなどにより収入が減少した方 当年中の所得見込額が保険料免除基準相当または学生納付特例基準相当になることが見込まれる方 	市民課 ☎35-3495
	13	介護保険料の減免、支払い猶予【国・市】	<p>感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者</p> <p>感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる第1号被保険者</p> <p>感染症の影響により納付が困難な方</p>	<p>【世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請により介護保険料を全額免除 <p>【主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる第1号被保険者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請により前年の合計所得金額の区分に応じて、対象保険料額の8/10または10/10を減免 <p>※4月～6月に申請されたものについては、7月の保険料の本算定で保険料額が確定した後で審査し、保険料の減免の可否をお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険料の毎月の支払いについて、申請により支払期限を最大6カ月猶予 	高年介護課 ☎35-3178
	14	占用料等の納付猶予【県】	感染症の影響により納付が困難な方	道路、河川、砂防の占用料などについて、 最長で1年間納付を猶予(納期限が令和2年2月1日から令和3年6月30日までの間にあるもの)	高山土木事務所 ☎33-1111
	15	使用料の納付猶予【県】	感染症の影響により納付が困難な方	都市公園における公園施設の設置もしくは管理許可または占用許可に基づく使用料について、 最長で1年間納付を猶予	
	【事業者向け】雇用継続支援				
従業員の雇用を継続させたい	16	雇用調整助成金【国・県・市】	労働者を一時休業、教育訓練または出向を行うことで、労働者の雇用の維持を図った事業者	<ul style="list-style-type: none"> 休業手当、賃金などの一部を助成 雇用保険被保険者でない非正規労働者の休業も対象 <ul style="list-style-type: none"> 国の雇用調整助成金を活用する場合において、雇用調整助成金にかかる労働者の休業手当相当額と国の助成金額との差額(事業者負担分)を全額補助 	ハローワーク高山 ☎32-1144
	17	産業雇用安定助成金【国】	在籍型出向により労働者の雇用の維持を図った事業者	<ul style="list-style-type: none"> 出向運営経費や出向初期経費の一部を助成 	ハローワーク高山 ☎32-1144
	18	労働力シェア促進交付金【県】	在籍型出向により労働者の雇用の維持を図るため人材の受入れを行った事業者	<ul style="list-style-type: none"> 県が運営するマッチングサイトに掲載された求人情報などによる出向で受け入れた人材を県内の事業所において従事させ、出向元と受入先の事業者間で在籍型の出向契約を締結するなど一定の要件を満たした場合に助成 	県産業人材課 ☎058-272-8406
離職した求職者を雇いたい	19	トライアル雇用助成金【国】	新型コロナウイルス感染症の影響で離職された求職者を試行的に雇用した事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事前にトライアル雇用求人を出向先企業に提出し、ハローワークの紹介により対象者を原則3カ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に助成 支給額：トライアルコース：月額最大4万円 短時間トライアルコース：月額最大2.5万円 	ハローワーク高山 ☎32-1144
	20	新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金【県】	新型コロナウイルス感染症の影響で離職された求職者を正社員とした雇用した中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> 離職を余儀なくされた方を正社員として雇用した場合に奨励金を支給 1人あたり20万円(就職氷河期世代で前職が非正規雇用の場合は30万円) 	県労働雇用課 ☎058-272-1111 (内線3122)